

令和5(2023)年度の新型コロナウイルス感染症に 関連した学籍の特別措置について

下記①～②のいずれかに該当し、特別措置の申請を希望する場合は、所定の期限までに総合文化大学院チームへ必要書類等を提出してください。

記

①修了までに在学年限を超える見込みの者の在学期間延長の特例

(対象) 令和5(2023)年3月または令和5(2023)年度秋季に修了見込みであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了できず、在学年限を超える見込みの者で令和2(2020)年度に大学院学生として在籍している者。

学業・研究等の中断により、修了までに定められた在学年限(修士課程：3年、博士後期課程：5年)を超える見込みの場合で、在学期間の延長を希望し、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると令和3(2021)年度中に認められている場合に限り許可することがきる(※)。

(提出書類)

- ・ 特例による在学期間延長願【特別措置の所定様式】※修了予定年月を明記すること。
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】※同上

※1 将来的な特別措置の手続きを申請し、令和3(2021)年度中に承認されていることが必要です。

※2 上記申請に伴う授業料の不徴収措置は実施されませんので、授業料が発生することにご留意ください。

※3 延長が可能な期間は、令和5(2023)年度末までとします。

②休学

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間(修士課程：2年、博士後期課程：3年)に含めないことが可能。

※上記の休学が可能な期間は、令和5(2023)年度末までとする。

(提出書類)

- ・ 休学願(所定様式)及び添付書類
- ・ 指導教員等による意見書【特別措置の所定様式】

【特別措置申請のための所定様式】※こちらからダウンロードしてください。

- ・ [特例による在学期間延長願](#)

・ 指導教員等による意見書

【提出期限】

①②：令和5(2023)年2月17日(金)

※②について、令和5(2023)年5月以降に休学を開始する場合は、休学期間開始の1ヶ月前まで。

【提出場所】 教務課総合文化大学院チーム

(アドミニストレーション棟1階5番窓口)

※新型コロナウイルス感染症対応のため、電子ファイルによる提出も認める。

下記のフォームに必要事項を入力の上、ファイルをアップロードすること。

①：<https://forms.gle/1izH2DpLZePpViuf8>

②：<https://forms.gle/Hau2FTPEwoXrP81x7>

【特別措置の適用の可否の通知】 令和5(2023)年3月中

※上記の特別措置については、総合文化大学院チームへの書類提出後、所属専攻・プログラム及び研究科において承認が得られた場合に許可されます。

不明な点等は、総合文化大学院チームまでお問い合わせください。

令和5(2023)年1月30日 総合文化大学院チーム